

| | |
|------------------|---|
| Title | 米国移住民問題の経済的方面 |
| Sub Title | |
| Author | 堀江, 帰一 |
| Publisher | 慶應義塾理財学会 |
| Publication year | 1920 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.10 (1920. 10) ,p.1393(55)- 1415(77) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 論説 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19201001-0055 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

るが、分業が成立する限り、土地、資本、労働産物は皆て労働者に屬したことはなく、常に他の私人に屬し來つたのである。(S. 42-57)

此二條件の備はる限り、土地資本の所有者は必ず労働生産物の一部分のみを労働者に與へて、殘餘を己れの手に收めることが出来る。何となれば、己れの労働力以外何物をも有せざる労働者は、苟も生きんとする限り、地主、資本家の「汝労働者は汝の労働の全生産物を舉げて吾等に交附すべし。而して汝は其中の一部分を賃銀として還附せらるゝならん」との契約を拒むことが出来ないからである。故に曰く、労働者がその労働産物の一部を他人に交附し得る程労働が生産的となり、土地及び資本の私有は法律上労働者の地主及び資本家に雇はれてより外に働く事を許さぬとすれば、労働者はたゞ單に生活を支へんが爲め、否應なく労働の全産物を土地及び資本所有者に交附し、己れはその労働生産物の一部分を以て満足しなければならぬであらう。併乍らそれと共に労働産物の自餘の部分は自ら其地主及び資本家の手に止まるであらうと。(S. 50) 次號完結

米國移住民問題の經濟的方面

堀江 歸一

移住民の入國が一國に及ぼす經濟上の影響の最も大なるものは其労働市場に對する關係に於て現はれるのである。一般に唱へられる所に據れば、移住民の入國は一國の労働市場に於て労働の供給を過剩にして、賃銀率に低落を來し、労働者の生活標準を低下させると云ふのであつて、米國で從來移住民の入國に對して、唱道された反對論の如きは、専ら此論據に基いたものである。然も此論據が成立するや否やと云ふ問題に爲れば、労働に對する需要の狀況、事業主並に労働者の内外労働者間に於ける競争に就ての證言若しくは失業者の數等に依て、判断を下さなければならぬのである。

労働者に對する需要の有無又は強弱と云ふ點に於ては、米國は一つ國でありな

がら、南部西部と東部との間に事情の相違の甚だしきものがある。南部西部の諸州で農業の旺盛な地方に於ては、農業労働者を需要する勢があり、随つて移住民にして永住の希望があり、相當の携帶金を持參し、且つ家族を帶同して、行つた場合には自ら歓迎される次第であるが、是等以外の地方殊に東部諸州の大都會に於ては、移住民を收容するだけの需要がないのである。絶對に需要がないと云ふのは、或は誇張した言であるかも知れない。移住民で東部に入國する者の相應にあるのは、外見から云へば、收容の餘地があるやうにも思はれるが、斯る移住民は鐵道業者、若しくは請負業者等が低廉な労働を得やうとする考から、收容されるのであつて、詰り利潤一天張りの要求に基いたものである。經濟上から見れば、斯る資本家の資本主義的要求は是認され可きものであるかも知れないが、社會上から考へれば、營業上の利益にのみ着眼して、移住民を迎へることは、百弊の生する源であつて、後に説明する如くに、契約労働禁止法の制定を必要とするに至つた次第である。

或は以前は合衆國に於ても、移住民を迎へる論據として、斯う云ふ事が主張された。労働には種々の差別があり、其間に貴賤の相違あることを免かれない。外國の移住民をして合衆國民の爲すを好まざる職業に就かせ、労働に當らせ、更に言葉を換へて云へば、下等の職業に適する低廉なる労働者を入國させたならば、合衆國民は自然價値ある労働に就いて、豊富な報酬を占め、社會的地位を上進させ得るであらうと云ふのである。然しながら此議論は恰も往昔戰捷國が戰敗國から俘虜として收容した人民を奴隸として、下等労働にのみ當らせた制度を復活させたやうな思想であつて、決して社會の組織を完成するだけの堅實なるものとは考へられないのみならず、之を事實に徴すると、合衆國民で下等労働に服する者がないと云ふのは、大なる虚言であつて、彼等の或る者は續々身を下等労働に投じて居る、其際に更に同様の職業に従事する外國労働者を迎へることは、自國労働者に對する競争を酷烈にするものと認めなければならぬ。

外國移住民の入國が合衆國労働者の賃銀に如何なる影響を及ぼしたであらうか。道理から推窮すると、好景氣の時代には、賃銀は必ず上進する傾向を生じ、賃銀の上進は移住民の増加を促す、而して斯く増加した移住民は労働市場に於ける競争を刺戟して、賃銀上進の勢を妨げるものゝやうに考へられるが、移住民増加の事

實のなかつた場合に、賃銀が果して現在以上に騰貴したであらうか、一個の疑問である。又不景氣の場合には、賃銀が一般に低落して、移住民の入國に減退を來すのであるが、此場合に起る賃銀の低落が果して好景氣時代に於ける移住民の増加に幾何の程度まで支配されて居るであらうか、是れ亦他の疑問とせざるを得ない。斯の如く賃銀と移住民との關係に就ては、種々の疑もあるが、其疑と云ふのは、賃銀が如何なる程度まで、又如何なる時期に於て下落するかと云ふ枝葉の問題に就て、起るのであつて、事の根本として大多數の移住民が平均率以下の賃銀に満足して、労働したり、時々失業する結果、如何に低廉な賃銀でも、仕事に就かうとしたりして、全體の労働に不利の影響を及ぼすに至ることは、之を否定するを得ないのである。而して此の事實を摘發して、移住民問題の解決を得やうとするに熱心なものは、即ち労働者自身の團體であり、又労働者の利益を尊重する團體である。左に掲げるは、千八百九十五年マツサチューセツ、州失業委員會の發表した意見書の一節であつて、此時まで断片的であつた移住民入國反對論が著しく系統的のものとなり、労働問題と相錯綜して、合衆國の立法を支配するに至つたのである。即ち曰く

吾人の見る所を以てするに、失業の弊害は大なる程度に於て、不良なる移住民入國に基くものである。ボストンは勿論他の同一級の大都會に於て、前年の冬季に際して、公共の救助を要したる者の多數は最近に入國したる移住民に外ならなかつた。合衆國に於て如何に失業者救済の計畫を講じた所で、其効果は歐洲諸國に於て、同様の計畫の施されない限り、實際に之を見ることは出來ない。今日の狀態では、合衆國は獨力で以て、自國と歐洲と双方に於ける失業問題を解決する衝に當つて居るのである。今日合衆國に入國する移住民の多數は不熟練労働者であるが、此種の労働者は合衆國內にも、相當に充滿して居る。而して斯る労働者の入國が需要供給の法則に支配されて居るか、と云へば、必ずしもさうではなく、外國經濟社會の不景氣、外國政府の奨励、合衆國の景氣に對する誤解等に依るのであるから、入國後就く可き職業を見出すに難く、労働市場に於て、供給の過剩を生ずるの已むを得ざるに至るのである。殊に移住民の多數は文盲者流であつて、其結果熟練労働者の階級に進み難く、大都會に密住して、内國の不熟練労働者と共に、職業を競争することゝ爲るのである。

之と相前後して、労働者團體の移住民入國に對する反對が強く人目を惹くやうに爲つた。現に千九百一年の議會に向つて、移住民入國制限に關する請願の提出されたるもの五千八十二件の多きに及んだが、其大部分は實に全國に散在する労働組合から致されたものであり、一方に亞米利加労働組合聯合會は一再ならず、移住民制限の必要を力説した意見書を公にした。左に掲ぐるは、同會々長ゴムバース氏が千九百二年代議院に送つた書面の一節である。

此國の組織ある労働者は現行の移住民法を以つて、全然効力のないものとはしないが、米國の労働者の眞實に要求し、又必要としつゝある所に對照すれば、殆ど効果の見る可きものがないのである。此國の強味は労働者の知識と繁榮とに存するのであるが、是等の二點は現在の移住民に依て脅威されざるを得ない。低廉なる労働、無智なる労働が我々の職業を奪ひ、又我々の賃銀を減するのである。適者が生存する、即ち四圍の狀況に最も能く適應する者が生存すると云ふことは、一般に眞理と認められて居るが、労働市場の狀況に適應する者は經濟上の強者でなくして、其弱者である。彼等弱者は最も低廉なる條件で、労働するか

ら、適者と認められるのであつて、斯の如くして法律なり、労働團體なりが制限を加へない以上は、婦人小兒が成年男子を驅逐すると同様に、支那人其他が亞米利加人、獨逸人、愛蘭人を驅逐するに至るのである。斯くて賃銀が低落したならば、労働者は以前と同じ程度に於て、各自の生産した物資を購入し難く爲るから、此事は自然に生産過剩を惹起し、不景氣を誘致し、不景氣の襲來と共に、好景氣時代に入國した移住民は失業者の負擔を増加することゝ爲らざるを得ない。

以上の文中「支那人其他」とあつて、日本人の名稱は露骨に表明されて居らないが、支那人の入國制限は殆ど徹底的に行はれた今日に於ては、勢労働組合の反對する主力が日本人に向うのは、當然としなければならぬ。元來労働組合は専ら熟練労働者から組織されて居り、而して外國移住民の入國に依て、最も手厳しき影響を蒙る者は是等の熟練労働者に外ならない。即ち不景氣の時代に於ては、熟練労働者と雖も、一時熟練を要せざる仕事に就くことがあらうが、此場合に不熟練労働者の入國は彼等の競争相手を増加する譯であり、又好景氣の時代に、熟練労働者は常に熟練ある移住民のみならず、不熟練なる移住民からも競争を受けなければならぬ。

其れは今日米國諸種の産業を通じて、廣く機械の應用されて居る結果であつて、詰り熟練労働者と云ひ、不熟練労働者と云ふ差別は或る程度まで機械の運轉取扱並に小修理に適した才能を備へたか、備へないかに依つて定まるものと見て宜しい位であつて、外國移住民でも少し是等の點に修練工風を積んだならば、一廉の熟練労働者と競争することを難しとしない。而して其移住民である故を以て、低廉な賃銀で、彼等を使用し得るとすれば、事業主が彼等を歓迎することも、亦自然の勢である。更に今、一步を進めて言へば、外國移住の労働者には時に内國熟練労働者があると同一の仕事をさせても、事業主は必ずしし仕事其ものに均衡する高い賃銀を支拂はない、移住民の方でも、之を要求するまでに、生活程度を引上げやうとしない、是れが移住民労働に伴う利弊の岐れる所であり、且つ經濟上から移住民の入國に反對する議論の唱道される所以である。或は移住民の内、地方の農業に従事する考で、全國到る所の農村に分布されたならば、農村の廣くして、労働者の供給に不足せる土地柄の事であるから、必ず地主の歓迎する所と爲る道理であるのに、多數の移住民は一度地方に赴いても、必ず都會を慕つて、狭い土地に密住しやうとす

る。是れは地方農村の生活が單調であるに對し、都會に種々享樂の設備の存する爲めで、已むを得ざるの結果であるが、一方に農村から都會に向つて、年々米國の青少年少女が移住する場合に、更に外國移住民の入國で、都會密住の勢の盛に爲ることは、米國として、其弊に堪へずとする所である。既に労働者團體が右の如き意見で、殆ど終始、一貫外國移住民の入國に反對して居る以上は、此事が地方政府は勿論中中央政府にまで影響を及ぼして、其意見を左右することゝ爲るのは、自然の勢としなければならぬ。左に掲げるは千九百十四年中央政府移住民委員會報告書第一卷に於て、公にされた議論の一端であつて、特に注意を要する所である。

移住民の入國數は甚だ多く、且つ彼等の入國は繼續する事實である。斯くて最近兩三年に互る産業膨脹の時代に於ても、不熟練労働者の供給過剰と云ふ事實があり、或る産業に於ては、此事が原因と爲つて、労働時間を短縮させ、不熟練労働者の間に分配せらる可き所得を減少するに至つた。

次に事業主責任並に失業に關する紐育州委員會も、移民法の爲めに州の労働者階級に多數の増加を來すのは、失業の原因として、最も有力なものであると、云ふこ

とを千九百十一年出版の報告書で公にして、大に世人の反省を求めやうとした次第である。

二

移住民の無制限入國に伴う社會上の弊害も亦決して經濟上の弊害に譲らない、以下項目を分ちて、其一斑を説明する。

第一、文盲。社會上の制度を完成するには、其社會に居る人々が互に知識を交換し、共同の目的の爲めに行動することを以て、最大の必要事とする、此目的を達するには、同一の文字を書き、読み、同一の言語を語ることが必要である。是れが文明國に於て、今日文盲者を絶滅するに努力を惜まざる所以である。固より合衆國に於ても、國勢調査の行はれる度毎に、全體の人口に於ける文盲者の割合の減少しつつあることは喜ぶ可き現象であるが、其減少の率の思はしくないのは、一に文盲の多きを占める或る歐洲諸國例へば伊太利、露西亞、西班牙等から多數の移住民が入國するからであつて、一方に文盲でない國民も入國後必ずしも英語を習得しやうとせず、自國民だけの團結を社交の領域とし、自國語を操つて、用を辨する者の多いこと

とは、是れ亦米國人の不快とする所であつて、彼等は常に外國語を以て印刷される日刊新聞紙の全米國を通じて、多數に上ること、其發行高の少なからざることを擧げて、英語を了解せざる外國移住民の多い事實を卜する一端に充てやうとして居るのである。

第二、犯罪。刑事統計に據ると、米國人の間に於けるよりも、外國移住民の間に於て、犯罪者を生ずる率の高いことも、著明の事實である。是れは下等移住民の特質として、教養に缺けて居る上に生活難に襲はれ、一時凌ぎに窃盜詐欺を働くであらうし、劣等の生活を營んで居る間に、氣が荒んで、強盜殺人等の犯罪に陥る場合もあらう。ロムプロソは先年合衆國に於ける殺人犯の三割五分は實に無教育の外國移住民に依て行はれる事實を擧げて、移住民入國制限を必要とする合衆國の主張に有力なる援助を與へたことがある。合衆國は今日黒人の犯罪率の高いことに苦んで居るのである、其上に更に外國移住民に依つて此率の益々高きを致すが如きは、合衆國として、當然反對す可き所であらう。

三、其他の社會的病患。上記以外の社會的病患と認む可きものは、瘋癲、一般疾病

者並に貧困の三者である。合衆國に於ける瘋癲病者中、外國出生の者の割合が年と共に多く爲り、最近に於ては三割三分以上を占めるのは、明白の事實であつて、此事たる、要するに移住民が入國後安全に衣食の資料を得るに足りるだけの職業に就くことが出來ず、生活の巷に於て、煩悶を極める結果であつて、斯る瘋癲者流を病院に收容し、公費を以て、救助することゝ爲れば、合衆國民は自國の國富増進に、富源開發に何等資する所のなかつた移住民の爲めに、或る負擔を課せられる結果と爲る。公費分配の上に於て、斯る不公正な事は、他に類例を見ないであらう。一般の疾病に就て云へば、移住民が衛生思想に乏しく、且つ密住を常とするの結果、傳染病疾患を傳播し、媒介するのは、著明の事實であつて、合衆國では南歐東歐の諸國から移住民の渡來すると共に、新に傳はつた傳染病も少なくないと稱される。而して疾病の結果、勞働不能の状態と爲り、更に貧困に陥り、結局慈善團體の救助を受けたり、慈善事業の力を以てして、足らざる場合には、公共團體の救貧的施設に依頼するものは、當然の結果である。元來千八百七十五年まで合衆國の法律は外國から貧民の移住入國することに對して禁制を加へなかつた、同年以來貧民は入國を禁止さ

れる移住民の一種と爲つたけれども、千八百九十一年移住民法の運用が中央政府の手に移るまで、斯る禁制は有効に適用されなかつた。纔に同年以來移住民の内、入國後公共團體の救助を仰ぐに至る恐れのある者に對して、嚴重に入國を禁止するし、更に入國後三箇年以内に、受救民と爲つた者は本國に送還する制度も行はるゝに至つたのである。詰り三年以上も國內で勞働した者は、其年限に達しない者を救済しては、結局國家全體の負擔に歸するから、救助を與へないで放國するのである。既に此處置が正しいとしたならば、入國後三年以内に受救民と爲るが如き素質を持つて居る者に對しては、當初から入國の制限を履行することを以て當然とする。是れが移住民入國制限の次第に嚴重と爲る論據に充てられたのである。

(三)

合衆國で移住民入國に對する制限の當否若しくは其程度を決定するに與つて力あるものは、實に移住民同化の問題である。合衆國は古來デモクラシーを以て

終始して居るが、デモクラシーをして成功せしめるには、一般國民の知識に待つ所のもの、大なるは勿論であつて、若しも彼等の知識が劣等であつたならば、デモクラシーに代つて寡頭專制政治の跋扈を見るであらう。合衆國で阿非利加の黒人なり、低廉なる歐亞兩洲の移住民なりを無制限に國內に迎へたならば、此點に於て如何なる結果を生ずるであらうか、知識に於て技術に於て、徳性に於て、生活に於て、優劣の相違の著しい人民を共に住居せしむる結果は必ず一般の標準を低下せしめざれば、已まないものである。然らば從來合衆國に入國した移住民は如何なる程度まで、同國の制度民情と相容れざるものであつたらうか。一般的に云へば、千八百八十年時代までの移住民は例へばペンシルヴェニア州に於ける獨逸人のやうな例外はあるとしても、尙ほ短日月の間に移住國の言語習慣に習熟する素質を持つて居つた。然るに其後諸外國から入國する文盲の移住民が増加するに至つて、同化を妨げることゝ爲つたのは、明白の事實であつて、唯彼等の間に出生する兒童が公立學校の教育を受け、四圍の事情に支配されて、同化の實を擧げることゝ爲るのに過ぎなかつた。此點に就てコムモンズ氏は「人種並に移住民問題」と題する書

物の一節に於て、斯く説明して居る、曰く大國民たらんとするには、一ツの血脈であることを要しない、要する所は一ツの心である。人種的不平等並に人種的劣等が根本問題と爲るのは、是等が心意上並に道德上の同化に對して、妨碍と爲るからである。我々にして共に考へることが出來たならば、我々は共に働くことが出来る、而して共同の思慮並に動作の方便たるものは共同の言語に外ならぬ。人間の心の此尊ぶ可き方便のプリズムを通じて、他の諸種の方便は同化の力を生じ、始め分離解體して居つた移住民を幾年かの後に統一し得るに至るのである。公立學校、新聞紙、書籍、政黨、労働組合、宗教上の宣傳は一般教育の上に大なる働を爲し、鐵道は人民を全國に移動させる上に、他に比類なき力を持つて居るが、是等の機關をして充分活動を呈させやうとするにも、共同の言語に依らなければならぬ。我々は血脈の統一と云ふやうな遅い、且つ疑はしい事の、起ることを待つまでもなく、寧ろ心意上の同化を實現する點に向つて、猛進す可きものである。合衆國に於て移住民殊に東洋移住民の入國制限が嚴重と爲り、殆ど禁止排斥の調を帯びる勢に對して、其原因を人種的偏見に求めやうとする者がある。果して然らば合衆國民と他

國民との間に、血脈の統一の行はれない限り、移住民の根本的解決を得るのは、困難であるとしなければならぬ。然も上記コムモンズ氏の所説の如く、同化は國民が一ツの血脈たることを要しない、一ツの心と爲るを以て、足れりとするならば、問題は餘程簡単に解決される道理である。

同化問題に關聯して、移住民に最も利害の密接なのは、歸化權問題である。或る種類の移住民中に餘り歸化權を尊重しないものゝあるのは、事實である。即ち露西亞伊太利等の一時的移住民、加奈陀から一年中の或る期間だけ入國して、勞働する移住民の如きは、永住する意思を持たず、隨て歸化權の獲得に就て、何等の考すら懐かないのであるが、一般の移住民に取つては、歸化權の自由は決して輕々に看過することを許さない。歸化權の要求は何故に生ずるかと云へば、其一つは職業に就く自由に關係があるからであつて、他の一つは政治上の支配權を得やうとするに基くのである。或る州に於ては、不景氣の場合に、折悪しく移住民が多勢に入國し來つて、職業を搜索し、勞働市場に於ける競争を劇烈にして、益々不景氣の慘害を大ならしめることを恐れ、之を回避する爲めに州並に市の事業には總て市民た

るを得ない者を使役しないと云ふ制限を設ける。外國の移住民が歸化に依て、市民權を獲得するには、之に先だつて、或る年限の居住を必要とするのであつて、其年限の到來しない者は何としても歸化權を得ることが出來ない。然らば右の如き制限を設けたならば、移住民の一部に對して、職業の自由を奪うことに爲るし、東洋移住民の如き歸化不能の者には、全然之を奪うことゝ爲る。アイダホ、イリノイ、ペンシルヴェニア、ワイオミング、紐育の諸州には、何れも此種の法律が施行されて居るのである。而して合衆國のやうな政治が衣食住と同じ程度に於て、國民日常生活に密接の關係を持つて居り、而して政治の形式は純然たるデモクラシーであつて、各人の有する選舉權の集まつた數の多寡で政治の方嚮なり、立法の方針なりが定まるものであるとすれば、歸化權に依つて、政治上の能力者と爲ることは、移住民自身の立脚地を保護する爲めに、極めて必要であると云はなければならぬ。歸化法の來歴に徴するに、千八百二年始めて制定された法律に於ては、自由の地位に居る白人に限つて、歸化を許すことゝ爲つて居り、是れが約七十年實施された後千八百七十年に至り、阿非利加人並に其子孫に歸化權を與へることゝ爲つた。然し

ながら他の有色人種に此權利を與へることに就ては、殆ど合衆國民の想像だもせざる所であつて、彼等は市民たるを得ず、纔に合衆國に於て出生した子女が市民と爲り、合衆國に於て出生した者は人種の如何に依て、參政權を奪はれないと云ふことを以て、満足しなければならぬのである。然しながら外國移住民に市民權を與へても、尙ほ州の法律で、其權利の行使に束縛を加へることは、多くの場合に於て、實見する所である。例へば千八百四十年代愛蘭人の移住が著しく増加した場合に、コンネチカット州は千八百五十五年、マッサチューセツ、州は千八百五十七年に何れも憲法の讀めない者に選舉權を與へないことにし、千八百八十九年以來北部並に西部の諸州に於て、同様の制限を設けたものも、亦少なしとしないのである。デモクラシーの要求する知識的標準から判斷すれば、國語を讀み、又書く能力は參政權を得る資格として、最も適切のものとしなければならぬが、是れが資格として求め可きもの、最大限であつて、此以外に資格の制限を設けたならば、人種の間

に偏頗な差別を置くと云ふ虞なきを得ないであらう。
合衆國が移住民の入國を制限する目的は之に依て自國の經濟上並に社會上に

於ける能率の維持増進を期するの一事に外ならぬ。此點から考へて、合衆國從來の移住民制限は果して足れりとする可きであらうか、從來合衆國の言論社會に現はれた所なり、又議會で主張された所なりに就て察すれば、今日まで行はれた制限の如きは、甚だ寛大なものであつて、將來に於て制限法の發展す可き餘地は甚だ大なのである。制限論の重なるものを窺うに、其第一は移住民全部の禁止論である。即ち此議論は既に入國した移住民の全體が合衆國民と完全な程度に於て、同化するまで、或る年數を限つて新しき移住民の入國を禁止しやうと云ふのであつて、稍や極端に失する嫌なきを得ない。然し第五十二議會には一年を期限として、第五十三議會には五年を期限として、夫々禁止に關する法律案の提出されたことは、吾人の注目す可き所であると共に日本が若しも從來の所謂紳士協約を履行するやうな方針を取つたならば、結局禁止論に服従することゝ爲るのである。加州に於て邦人土地所有權禁止法案問題に關聯して、日米兩國間に於ける移住民問題が斯う云ふ形で、一時の小康を得やうとする形勢の出現して居るのは、吾人の頗る遺憾とせざるを得ない所である。第二は或る人種を排斥する議論であつて、往年支

那人排斥法を主張する場合に充てられた議論が近年日本人排斥の根據と爲つて居るのである。即ち論者の説に従へば、人種の差別が要するに移住民として入國させることの願はしき人民であるか、願はしからざる人民であるかを定める根本の標準と爲るのであり、随つて移住民を制限する簡單の方法は或る年間或は永久に歐洲なり、亞細亞なりの或る民族又は人種を指定して、入國を禁止するの一事であること云ふ。然し如何なる國と雖も、入國禁止の指定を受けて、之に甘んずる譯はない、必ず外國の抗議を惹起さざるを得ない。即ち加利福尼亞州が今度歸化不能外國人土地所有權禁止と云ふやうな間接迂回の方法で、日本移住民の發展を脅かすと云ふやうな陰險な排日手段を講ずるに至つた所以も自ら之を理解するに難しとしないであらう。

第三の移住民制限案は移住民數に對して、制限を加へやうとするのである。即ち此案は或る期間全然入國を禁止するのではなく、又或る人種を排斥するのでもなく、單に一年中或る一國より入國しやうとする外國人の數を制限するのであつて、第五十八議會に提出された案では、一年中或る一國の送遣し得る移住民を八萬人に制限し此以上に超過した者は總て之を送還することを主眼として居つた。

又移住民の運送を擔任する汽船會社をして航海上の衛生設備を完全にさせ、例へば下甲板に搭乗する船客一名に對する空氣百二十立方尺を二百乃至三百立方尺に引上げる法律を設けて、間接に移住民を制限すると云ふやうな意見も發表された。日米兩國間に現存する所謂紳士協約の如きものは、要するに或る形に於て、移住民の送遣數に制限を加へるものであつて、前説の應用に外ならない。

第四の制限案は現行移住民法に於て、所謂望ましからざる人として、入國を拒絶される階級の内に、更に數多の人を加へやうと云ふのであつて、從來種々の機會に於て、指定された者を挙げれば、社會主義者、不熟練勞働者にして、市民たる意思を明にしない者、品性劣等なる者、渡り鳥家族を有せざる者、老人等である。社會主義者中、合衆國が最も嫌忌するは無政府主義者であつて、是れは夙に現行法で、入國を禁止されて居るし、無政府主義者の入國を斡旋した者も亦處罰される次第であるが、實際には社會主義者が何かの機會で、何時無政府主義に爲るか、測り難いので、無政府主義者入國禁止の趣意を徹底させる爲に、社會主義者の入國禁止が提唱される。

のである。不熟練労働者以下數種類の人には何れも入國後公共團體の救助を仰ぐ虞れがあつたり、合衆國の労働市場に不利の影響を及ぼしたりする者の入國を禁止する趣意である。現に第五十二議會は移住民は自國の政府の發行した旅行券と既往五年以内に何等の犯罪を爲さなかつたと云ふ本國警察署の證明書を提出しなければならぬと云ふ案が提出されたり、又第五十三議會に外國人が自國に家を構へながら、合衆國に来て労働したり、日中だけ合衆國に来て労働することを禁止する案が提出されたことの如き、前者は品性劣等の移住民を拒絶する趣意であり、又後者は加奈陀から合衆國に来る渡り鳥を禁止する趣意であつたのである。之を要するに移住民問題は移住民を送遣するなり、又は其入國を受けるなりする一國だけの利害關係で、解決することを許されない。移住民の入國を許すに就ては、彼等を入國させた曉に於て、道徳上、政治上、教育上の方面に互つて、高い標準を保ち得るかどうか、入國を許された移住民は生活に於て獨立する能力を保つ者であるかどうか、是等の點は入國の許否を決定する眼目であつて、上記の諸方面に疑惑の存する多數の移住民が無制限に入國する、殊に其入國する對手は秩序の維持

され、經濟上の繁昌を極めて居る國であるとするれば、必ず労働市場を攪亂し、重大なる都市問題を惹起し、慈善機關を壓迫し、社會衛生を脅かすと云ふやうな種々の弊害を生ずるは、必然の數である。移住民問題は單に國際間の交際とか、交通の自由とか、天與の富源に對する機會の均等とか云ふ漠たる思想ばかりで解決しやうとしても、國境を限界線として、各國の間に形式や程度の違つた經濟生活の行はれて居る場合には、何としても自由に又寛大な取扱を受けることを困難とするのである。